兵庫地方最低賃金審議会
第３回 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月 30 日（水） ９時 28 分～11 時 33 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益代表委員	上林委員、三上委員
労働者代表委員	小菅委員、須藤委員、藤本委員
使用者代表委員	中崎委員、中田委員、松下委員
事　務　局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、 下風賃金指導官、神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第３回兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。

本日は、千田委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議につきましても公開することとしており、傍聴申込は１名ございましたので御報告いたします。

では、この後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

○三上部会長

おはようございます。

それでは、議題に入りたいと思います。

本日の審議については公開としております。傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）の「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引き続き金額についての審議を行います。

前回の労使それぞれの主張としましては、

労働者側の御提示は、60 円引上げの 1,210 円でした。

2026 年春闘で、はん用機械器具等製造業の大幅な賃上げが実現した。これを全ての労働者に波及させる必要があること、産業の魅力向上、人材確保・定着、地賃との優位性の確保、さらに生活の安定と経済の好循環の観点からも特賃の引上げが必要である。最賃改正申出時の労働協約最下限額 1,231 円への段階的な到達を目指しつつ、連合の春闘回答結果の賃金上昇率 5.01%、プラス 58 円を参考に、影響率及び 1,231 円への到達を目指す観点から２円加算しプラス 60 円の時間額 1,210 円を提示するとのことでした。

使用者側の御提示は、47 円引上げの 1,197 円でした。

産業の魅力向上の観点から改定の必要性については合意されましたが、賃上げ原資の確保に苦慮しながら物価上昇や人材確保の為の防衛的賃上げを余儀なくされている中小企業が少なくない現状があること、それを踏まえ引上げ額には明確な根拠が必要である。兵庫県下の中小企業の賃上げ状況とのバランスを重視し、連合兵庫の 2026 春闘 100 人未満の賃上げ率 4.07%を参考に、プラス 47 円、時間額 1,197 円を提示するとのことでした。

その後、公労会議、公使会議をそれぞれ別室で協議を行いましたが、それぞれ合意を目指す方向性のお考えを示していただき、ある程度距離が縮まった感もありますが結論には至らず、次回持ち越しになり本日を迎えております。

こういう経過で、以上の内容でよろしいでしょうか。付け加えることはありませんか。

○各委員

はい。

○三上部会長

それでは、引き続き金額審議を進めていくことといたします。最初に労使それぞれでの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○三上部会長

では、よろしくお願いします。

（労使委員それぞれで打合せ）

○三上部会長

それでは、審議を続けます。

前回の御提示以降本日まで協議・検討を重ねられた結果、経緯も踏まえて、改めて申出をいただいた労働者側委員から、金額の改定に関するお考え、引上げ額及び改定後の金額提示を含めてお話しいただけますでしょうか。

○須藤委員
　改めて金額の提示に入ります前に少し、この経過についてお話ししておきたいと思います。
　先ほど部会長のお話しにありました使側 47 円、労側 60 円という金額だったのですが、これは第１回目の金額審議の時に提示された金額だろうと思っています。その中で、第２回を開催する中で労使ともに歩み寄りをしながらある一定、具体的な金額も提示されたと思いますが、このあたりの取扱いはどのようになっているのかというところを御質問しておきたいと思います。

○三上部会長
　はい、それぞれ別室で公労、公使それぞれお考えをお聞きして、この場での審議に繋げるとのことでしたが、その中でかなりの歩み寄りをいただき、それぞれのお考えを示されたのは事実で、金額も出て参りました。
　ですので、改めて、それも踏まえて現在のお考えを金額とともに双方御提示いただければ、この場でさらに議論が進んだということが議事録に残る形でお互いに確認できるのではないかと思いましたので、前回のこの場での御提示からさらに協議を進めて今、どう考えておられるかということを、労使それぞれ金額を含めて、この場で再表明、再提示していただくことが２回目の議論の出発点になると考えています。
　あるいは、この場でさらに具体的な金額を出すのではなく、さらに公労、公使あるいは労使で、別室で協議を続けたいというのであればそれでも良いと思います。
　前回、それぞれにお聞きしたところでは歩み寄りを示していただいたので、その金額を双方、カードを切る形で出していただいて、それをもとにさらに詰めることは可能かという議論をしようと考えていたのですけれども、そうではなくさらに協議を続けたいということであればそういう選択もあるかと思います。
　どうでしょうか。

○松下委員
　使用者側は、今回、前回を踏まえ再提示するつもりでおります。

○小菅委員
　労働者側ももちろん用意はしているのですけれど、前回の、何度も公労、公使で行われた際の歩み寄った最終的な金額が全体共有されていないので、その経過がなく今回、最終の提示になると、その途中経過が何も来年度以降残らなくなってしまうというのが、審議としていかがなものかという思いから質問させていただきました。

○三上部会長
　では、経緯について簡単にこちらから振り返りましょうか。
　公労でお話しし、公使でお話しした結果、こういうことまで進みましたとお話しした上

で御提示いただくことでよろしいですか。

○労使委員
はい。

○三上部会長
それでは改めて前回の公益側委員と労働者側委員、公益側委員と使用者側委員で協議した経緯、内容について簡単に御報告いたします。
まず公労でお話しさせていただきました。地賃に対する優位性を非常に重視されているお考えで、最終的に三者合意を目指す方向で歩み寄りを示していただき、労働者側はプラス 57 円、1,207 円までが合意可能とのお考えでした。昨年は地賃の引上げ幅より 1 円マイナスで決着したわけですけれど、やはり産業の魅力を維持し人材を確保し将来を目指す意味でも優位性の確保は非常に大事であり、今回については 57 円で何とか合意したいとのお考えでした。
一方、使用者側は金額的にはプラス 56 円、地賃引上げ額の目安どおりの額で合意ができるのであればそれを受入れていくとのお考えでした。経営状況それから中小企業、零細企業の支払い能力の厳しさはあるもののできるだけ三者合意を図るということ、それから 56 円というのは中央が示した目安でもあり地賃の引上げ幅でもありこれは一定の根拠、重みを持つ数字であるということで 56 円を提示されました。これを上回る判断については非常に厳しいとのことでした。
これまで、それぞれのお立場、働く環境や経営の事情でどこまで合意を図れるかということで知恵を絞っていただきました。結果、三者合意を目指すことは非常に大事であるということ、目安や地賃引上げ額の数字の重み、12 月 1 日発効の重要さということについては基本的に認識を共有しておりますので、その結果、双方でお考えを示していただいて労働者側はプラス 57 円、使用者側はプラス 56 円と実質 1 円の違いというところまでは御提示いただいたところです。
双方それぞれお考え、それぞれ根拠を持って示していただいた数字なので、ここからさらにどのように合意を図るかという点については、また再検討が必要であろうということで今日に至ったという経緯です。
何か付け加えることがあればできるだけ挙手でお願いします。

○松下委員
はい。（挙手）　1 つだけよろしいですか。

○三上部会長
どうぞ。

○松下委員

使用者側は、56 円は地賃だからということもあるのですが、元々は１回目の提示が連合兵庫の 100 人未満の率 4.07 だったの対して、300 人未満の率 4.81 を計算すると 55.3 円です。四捨五入すれば 55 円なのですけれど切り上げれば 56 円ということになり、目安、地賃と一致するということで両方の観点から 56 円は根拠が明確と考えて内示いたしました。

○三上部会長
そうですね。そういうことを踏まえてさらに検討していただきました。
これを踏まえて、それぞれ現段階でのお考えと賃金についての提示をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○労使委員
はい。

○三上部会長
では、労働者側からお願いいたします。

○藤本委員
労働者側委員の藤本です。よろしくお願いします。
先ほど部会長からありましたとおり、前回、数回にわたり公労、公使の協議を重ねて参りました。その中では 2026 年春闘における賃上げの回答状況や兵庫県内のはん用機械器具等製造業における人材の確保・定着、産業としての魅力向上、さらには地域別最低賃金に対する当該産業の優位性を確保する観点から改めて引上げ額について検討して参りました。
その結果、労働者側としましては、変わらずなのですが、まず、労使の共有事項であった兵庫県地域別最低賃金の引上げ額プラス 56 円は、当該産業の優位性を維持するためにも必要であると考えています。加えまして昨年度兵庫県地域別最低賃金がプラス 64 円引上げられた一方で、はん用機械器具等製造業の特定最低賃金はプラス 63 円の引上げにとどまったこともあって地域別最低賃金額に対する優位性が１円縮小する結果になってしまいました。
したがいまして、今年度につきましてはプラス 56 円によって昨年度の優位性をまずは維持すること、また、昨年度縮小した１円分を回復することが必要と考えております。こうしたことを踏まえて労働者側としましては、改めてプラス 57 円を再提示させていただきたいと思います。
以上です。

○三上部会長
はい、ありがとうございます。

プラス 57 円、1,207 円ということですね。

○藤本委員
はい。

○三上部会長
使用者側のお考えを御提示いただけますしょうか。

○松下委員
はい、使用者側の意見としましては、前回申し上げたとおりになりますが、業界の魅力向上、優秀な人材の確保ということで引上げをすること自体は賛成しているのですけれども、その金額に関しては、この情勢で中小零細企業に配慮した根拠の明確なものであるべきであるということから、先ほど申し上げたように連合兵庫の 300 人未満の引上げ率を利用して 4.81%の 55.3 円を切上げ、56 円の地賃目安と同額を提示したします。
昨年度、はん用機は地賃マイナス１円ということですけれども、そもそも目安がはん用機器と同じで、地賃が目安プラス１円であったということで、決して金額的に不足がある額だったとは、三者合意もしておりましたので思っておりません。優位性という意味では確かに魅力をというのはありますが、そこにどれだけの根拠があるか考えると、今回中央目安額が昨年に比べて下がっている現状で、やはり賃金原資に関する考え方を再度見直しても 56 円が最大ではないかと思っています。もう１つ影響率を見ると、昨年の影響率が 9.07%とここ数年の間で最も高かったのですが、56 円で 9.46%とそれを超えております。57 円になりますと 9.55%とさらに高くなりますので、このあたり少しでも影響率を抑えるべきではないかとの考えがありまして 56 円を提示いたします。
以上です。

○三上部会長
はい、ありがとうございました。
使用者側は、プラス 56 円、1,206 円という提示でした。
ということで、まだ一致には至っておりません。ここからはさらに協議を進めていきたいと思います。
では、最初に公益側と労働者側でもう一度お話ししましょうか。その後、公益側と使用者側で話しをしたいと思います。

（第１回公労会議）
（第１回公使会議）
（第１回労使会議）
（第２回公労会議）
（第２回公使会議）

○三上部会長
　それでは審議を再開いたします。
　これまで改めて公労、公使でお話しをし、さらにそれを受けて労使でお話し合いをしていただきました。
　かなり金額的には詰まってきているのですけれども、最終的にそのお考えの違いをすり合せて合意が得られるかどうかということで最後の努力をしていただいたところですが、どうしても立場の違い、認識の違いで譲れない点が双方あるということでした。
　これを受けて労使それぞれから、公益側の見解をとの要請を受けました。三者合意を目指したいということは我々を含め三者で共有しているところでございますので、それを前提とした上で公益側として考えを提示することにして、暫くお時間をいただいて我々の案を検討したいと思います。
　暫くお待ち願いますか。そういうことでよろしいですか、特に付け加えることはございませんか。

○労使委員
　はい。

○三上部会長
　よろしくお願いいたします。

（公益委員会議）

○三上部会長
　それでは審議を再開いたします。
　先ほど報告しましたように、労使それぞれの委員から公益委員案に委ねたいとの御意見をいただきましたので、公益の案をお示しすることといたします。
　なお、７月 13 日の本審において、専門部会が全会一致で議決した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用することを議決しております。
　したがいまして、公益委員案を全会一致により議決していただけなかった場合には、答申を行うことはできませんので、改めて 10 月１日に予定している本審において審議、答申していただくことになります。
　それでは、公益委員案を示すということについては労使双方御了解いただいていることでよろしいですか。

○労使委員
　はい。

○三上部会長

それでは、公益としてはん用機械器具等製造業最低賃金の改正について、その金額及びその考え方を提示させていただきたいと思います。

公益委員案は、

引上げ額 56 円、時間額 1,206 円

です。

理由ですけれど、これまでの労使の御努力で金額的にはかなり詰まってきたところでした。57 円と 56 円のところまで、労働者側はプラス 57 円、使用者側がプラス 56 円というところで歩み寄りの努力をしていただきました。ただ、金額的には１円ですけれど、立場の違い考え方の違いでこれだけの違いがあるということで公益側に託された経緯がございます。

この歩み寄りで何よりも重視した点は、使用者側は当初の提示額に比べて９円上積み、労働者側は３円折れるということで、特に使用者側は大きな歩み寄りをしていただいたということがございます

56 円という数字ですが、連合兵庫の春闘集計結果 300 人未満の数字を根拠に出されていますが、それは、目安、地賃の上げ幅とも合致しているところで、それなりの意味、重みがあるということで我々も説明がつきます。一方、労働者側では製造業の春闘賃上げ集計結果を重視すべきではないかとのお考えで 5.13%、59 円になりますが、これは金額的にもさらに開きがありますので、57 円で収めたいというお考えでした。

同じ製造業の鉄鋼、輸送用などを含めて他部会の結審状況について、事務局から御報告願いますでしょうか。

〇安積賃金室長

はい、御報告させていただきます。

この兵庫県の他部会での結審状況となります。まず、塗料製造業がプラス 41 円の 1,199 円、鉄鋼業がプラス 51 円の 1,231 円、電子部品等製造業につきましてはプラス 56 円の 1,173 円、輸送用機械器具製造業につきましてはプラス 55 円の 1,243 円、計量器等製造業につきましてはプラス 56 円の 1,173 円で結審している状況となっております。

以上、御報告させていただきます。

〇三上部会長

ありがとうございます。

このような状況で、製造業の輸送用機械、鉄鋼業の部会と比較しましても 56 円という数字はそれを上回る結果になっております。計量器などの 56 円とも肩を並べる形になりますので、これでいうと他業種あるいは製造業の中のバランスを考えましても偏り、バランスを失するような数字でなくてそれなりに合理性があるのではないかと考えました。

ということで、公益委員の見解としまして今年については、56 円引上げ、1,206 円で三者の合意が得られればと考えております。

ただ今、説明した内容で御同意いただけますでしょうか。

○各委員
　はい。

○三上部会長
　それでは、三者の合意が得られたということを確認したいと思います。
　全会一致での議決となりますので、今回は局長への答申も行うこととしたいと思います。
　事務局において、この内容で専門部会の報告文案の作成をお願いします。

○安積賃金室長
　はい、報告文案を作成させていただきます。

　（事務局、報告文案を作成し、各委員に配布。）

○三上部会長
　では、報告文案の確認をしたいと思います。事務局において報告文案を読み上げていただけますでしょうか。

○下風賃金指導官
　はい。
　読み上げさせていただきます。
　令和８年９月 30 日

　兵庫地方最低賃金審議会
　会長　山 口 隆 英 殿

　兵庫地方最低賃金審議会
　兵庫県はん用機械器具製造業、生産
　用機械器具製造業、業務用機械器具
　製造業最低賃金専門部会
　部会長　　三 上 喜 美 男

　兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

　当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。
　なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員　上林憲雄、千田直毅、三上喜美男

労働者代表委員　小菅梨絵、須藤良仁、藤本幸太

使用者代表委員　中崎芳喜、中田哲雄、松下田佳子

別　紙

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

1　適用する地域

兵庫県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（1）はん用機械器具製造業

（2）生産用機械器具製造業

（3）業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

（4）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は賄いの業務

ロ　手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務

ハ　塗装におけるマスキングの業務

ニ　軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ホ　材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間 1,206 円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月１日
以上でございます。

○三上部会長
ただ今、読み上げていただいた、報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員
異議なし。

○三上部会長
それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文といたします。
続きまして、今回は全会一致での議決となりましたので、局長あての答申を行うことにします。
事務局は、答申の準備をお願いします。

○安積賃金室長
はい、準備させていただきます。

（事務局、答申文案を作成し、各委員に配布。）

○三上部会長
それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
はい。
読み上げさせていただきます。
令和８年９月 30 日

兵庫労働局長
金 成 真 一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）
当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答

申する。
　別紙以下については、報告書と同様ですので省略させていただきます。
　以上でございます。

○三上部会長
　ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいでしょうか。

○各委員
　異議なし。

○三上部会長
　それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することといたします。
　本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長
　準備させていただきます。

（事務局　答申文を作成。）

○三上部会長
　それでは、答申いたします。

（三上部会長から丸山労働基準部長に答申文を手交。）

○丸山労働基準部長
　ありがとうございます。

（答申文写しを各委員に配布。）

○三上部会長
　ただ今、答申文をお渡ししたところでございます。
　続きまして、議題（２）「その他」になります。事務局から説明事項等ございますでしょうか。

○安積賃金室長
　特にございません。

○三上部会長

それでは、本日の審議は以上となります。

最後に、一言申し上げます。

７月 13 日に兵庫労働局長から必要性の有無についての諮問がなされ、本日まで、この専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県はん用機械器具等製造業にかかる必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねてきました。

その結果、皆様の御努力もあって全会一致での結審に至ることができました。ありがとうございます。

皆様方の御努力と当審議会運営に対する御協力につきまして改めて御礼申し上げます。

運営でいろいろ御迷惑をおかけしましたが、御協力ありがとうございました。お礼申し上げます。

それでは、これで、今年の兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会は終了といたします。

ありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

三上　喜美男

小菅　梨絵

松下　田佳子